

コミュニティセンター ご利用の皆様へ

コミュニティセンターのご利用についてのご注意

- 1 コミュニティセンター各室のご利用につきましては、既に許可を受けられた場合であっても、茨木市の条例等の規定により、許可後にその許可を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、「指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき」として、次のようなときにも許可を取り消し、直前にご利用をお断りする場合があります。

1. コミュニティセンターに災害等による避難所を開設するとき
指定避難所4センター 豊川・三島・大池・春日の各コミュニティセンター
※東コミュニティセンターは複合施設となっており、東市民体育館を指定避難所として開設するときは、併設している東コミュニティセンター内の和室などを利用する場合があります。

2. 暴風警報又は特別警報が発表されたとき（これらの警報の発表が予想される場合も含まれます。）

3. 選挙の執行に係る事務を行うためにコミュニティセンターを使用するとき。

※ 上記3項目はあくまで例示であり、他の事由によりご利用をお断りする場合があります。また、災害の規模によっては、指定避難所でない施設も事後的に避難所として指定する場合もあり得ますので、そのような場合もご利用をお断りする場合があります。

- 2 災害その他利用者の責めによらない理由により利用ができなくなったときは、既に納められた利用料金は還付いたしますが、それによって利用者に損害が生じた場合でもその責めを負いかねます。

茨木市立コミュニティセンター条例（抜粋）

（利用許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条に規定する事由が生じたとき。
- (3) 災害その他事故によりコミュニティセンターの利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用条件の変更又は許可の取消しによって、利用者に損害が生じてもその責めを負わない。